

令和3年7月12日

課外活動団体代表者へ

統合キャリアセンターSU センター長

まん延防止等重点措置の再延長について(通知)

埼玉県より、まん延防止等重点措置等に基づく要請が令和3年8月22日(日)まで延長する通知がありましたので、引き続き、下記の通知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するようお願いします。

特に5名以上の会食については自粛すること、また、要請期間中の宿泊を伴う合宿については中止とします。合宿中止に伴うキャンセル料についての資金援助等は一切ありませんのでご注意ください。

なお、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し、感染防止に努めるようお願いします。

記

- (2021.04.23) まん延防止等重点措置等に基づく要請について(通知)
- (2021.05.21) 令和3年6月以降の課外活動の制限について(通知)
- (2021.05.24) 課外活動団体の会食に関するペナルティ(通知)

以上

令和3年4月23日

課外活動団体代表者へ

統合キャリアセンターSU センター長

まん延防止等重点措置等に基づく要請について(通知)

文部科学省及び埼玉県より、まん延防止等重点措置等に基づく要請がありましたので、以下の事項について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、代表者は構成員全員に必ず周知徹底し、感染防止に努めるようお願いします。

### 1. 基本的事項

- ・不要不急の外出は控えること。
- ・県境をまたぐ移動を控えること。
- ・「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けること。

### 2. 飲食に関する事項

- ・「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）を避けること。
- ・部活動後の集団での食事を控えること。
- ・いわゆる「新歓コンパ」、学生の自宅・下宿で行われるものを含めた懇親会等を自粛すること。

### 3. 課外活動の内容に関する事項

- ・部活動に付随する屋内での着替えや車での移動といった場面での感染に注意すること。
- ・統合キャリアセンターSUに提出済の「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」を順守するとともに、各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成している感染防止ガイドライン等を再確認し、感染予防対策の徹底すること。
- ・学生同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動のように、感染リスクの高い活動を一時的に休止するなど再検討すること。
- ・合宿については、休止すること。また、他校との練習試合等については、中止や延期等を検討すること。

以上

令和3年5月21日

学生団体役員 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

令和3年6月以降の課外活動の制限について（通知）

令和3年6月以降の課外活動については、現在の感染予防対策を引き続き実施しながら、以下のとおり、活動日を制限し実施できることとしますので、貴団体においては、埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動願います。

なお、令和3年4月23日付け「まん延防止等重点措置等に基づく要請について(通知)」についても再度確認し、感染対策を徹底するようお願いいたします。

また、この件については、貴団体を構成する全学生へ連絡が行き届くよう、併せてお願いいたします。

○ 6月以降の課外活動について

令和3年6月1日（火）～7月31日（土）までの活動は、授業の安全な実施を最優先と考え、学生の密度を下げるため、以下のとおり、平日の活動を一部制限しますのでご理解と協力をお願いいたします。（土日、祝日、休日は通常通り制限無し。7月22日（木）、23日（金）休日変更のため授業日）

(ア) 陸上競技場、グラウンド、体育館及びテニスコートで活動している学生団体について

平日の活動日を制限するため、活動する曜日をあらかじめ以下のとおり設定し、この曜日に割り振られているスペースでの学生団体の活動を許可します。

6月1週目：5月31日（月）～ 4日（金）：火・木・金

6月2週目：6月 7日（月）～11日（金）：月・水・金

6月3週目：6月14日（月）～18日（金）：火・木・金

6月4週目：6月21日（月）～25日（金）：月・水・金

6月5週目：6月28日（月）～7月2日（金）：火・木・金

7月1週目：7月 5日（月）～ 9日（金）：月・水・金

7月2週目：7月12日（月）～16日（金）：火・木・金

7月3週目：7月19日（月）～23日（金）：月・水・金

7月4週目：7月26日（月）～30日（金）：火・木・金

- (イ) 全学講義棟、大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出スペースで活動している学生団体について

全学講義棟の講義室の貸出は、授業への影響を考え感染リスクを抑えるため中止とします。大学会館、合宿研修所、課外活動共用施設については、平日の活動日を以下のとおり制限したうえで募集し、許可された団体のみ活動を許可します。

6月1週目：5月31日（月）～ 4日（金）：月・水・金  
6月2週目：6月 7日（月）～11日（金）：火・木・金  
6月3週目：6月14日（月）～18日（金）：月・水・金  
6月4週目：6月21日（月）～25日（金）：火・木・金  
6月5週目：6月28日（月）～7月2日（金）：月・水・金  
7月1週目：7月 5日（月）～ 9日（金）：火・木・金  
7月2週目：7月12日（月）～16日（金）：月・水・金  
7月3週目：7月19日（月）～23日（金）：火・木・金  
7月4週目；7月26日（月）～30日（金）：月・水・金

- (ウ) 占有スペースで活動している学生団体について

占有スペースで活動している学生団体については、平日の活動日を週 3 日ないし週 2 日として各団体で自ら制限し活動してください。

○ 感染状況に変化があった場合について

令和3年7月31日までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学での対応も変更することもありますのでご了承ください。また、令和3年8月1日以降の課外活動については、再度連絡します。

※ 新入生勧誘活動についてですが、立て看板及びポスターの掲示は、7月末まで期間を延長します。チラシの配布や対面での勧誘（看板プラカード持ちを含む。）等については、飛沫感染防止のため、引き続き禁止とします。

令和3年5月24日

課外活動に参加する学生 各位

統合キャリアセンターSUセンター長

課外活動団体の会食に関するペナルティについて（通知）

課外活動後の会食を行わないように指導してきたところですが、残念ながら活動後の会食での感染が強く疑われる複数の事例が発生し、多くの学生が感染してしまいました。自身の健康へのリスクに加え、団体内や学内にとどまらず広く社会へ感染をまん延させる感染源に自分になることを自覚し、集団での会食を絶対に行わないで下さい。

感染力の強い変異ウイルスの拡大が続いています。今まで感染が起こらなかった行動でも、感染のリスクが高まっていることを意識して下さい。

今後、大学からの会食の自粛要請が出されている期間内に、課外活動団体の活動の前後であるか否か、あるいは会食場所が店舗か否かを問わず、同一団体に所属する5人以上が会する会食（路上飲みも含む）において感染が疑われる事例が発生した場合には、当該団体に一定期間の活動停止を命じることがありますのでご承知おきください。